

沿革 令和 3 年 11 月 1 日一部改正
令和 4 年 4 月 20 日一部改正
令和 5 年 3 月 10 日一部改正

公益社団法人燈光会
平成 30 年 10 月 1 日

のぼれる灯台（16 基）スタンプラリー実施要領

1 目的

平成 30 年（2018 年）は、明治元年（1868 年）11 月 1 日を「灯台記念日」と定められてから、満 150 年に当たります。この節目の年に灯台 150 周年記念事業の一環としてのぼれる灯台（16 基）スタンプラリーを開始し、参観灯台を訪れる方をはじめ、より多くの方々に航路標識事業への関心と理解を深めてもらうことを目的としています。

2 開始日

平成 30 年 10 月 1 日

3 スタンプ設置場所

全国 16 か所ののぼれる灯台（別図をご覧ください。）

4 灯台スタンプラリーへの参加

- (1) 全国 16 か所ののぼれる灯台に併設された公益社団法人燈光会支所（以下「支所」という。）において、灯台参観記念スタンプ帳（1 冊 150 円、以下「スタンプ帳」という。）を購入して頂きます。
- (2) これらの灯台を参観^{*}された後、支所に備え付けたその灯台のスタンプをスタンプ帳に押して頂きます。

※ 灯台を参観される場合、中学生以上の方に別途 300 円の寄付をお願いしています。また、危険防止の観点から小学生以下のお子様だけの参観はお断りしていますので、ご理解をお願いします。

5 記念品進呈

16 基すべてののぼれる灯台のスタンプをスタンプ帳に押された方には、支所において記念品「燈光会オリジナルグッズ」を進呈します。ただし、複数のスタンプ帳を持参されても、記念品は 1 名につき 1 セットとさせていただきます。

6 お問合せ先

公益社団法人燈光会 第一事業部

〒105-0003 東京都港区西新橋 1 丁目 14 番 9 号西新橋ビル

TEL 03-3501-1054 FAX 03-3507-0727

ホームページ <https://www.tokokai.org>

Eメール info@tokokai.org